

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

355-163

事務事業名	自立支援補装具給付事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	1	3	43	1	37,245
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	34 障害者福祉の推進											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要						
		事業期間	18	年度～	年度							
						関連計画 条例等	障害者自立支援法					

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	身体障害児者のうち、補装具を希望する人	補装具希望児者数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする	370
			350			
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
目的の記述	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
	障害児者が、日常生活の不便を解消して自立した生活を送れるようにする。	補装具の給付を受けて生活をしている障害児者数(人)	18目標	95	最終目標	
			18実績	95	19目標	350
			23目標	400	23実績	
			18目標		最終目標	
			18実績		19目標	
23目標				23実績		

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	在宅の重度障害者等に対し、失われた身体の機能を補完するための障害の種類や程度に応じて機器を給付する。 *利用者負担は、原則 償還払い(補装具の引き渡しを受けた時、補装具業者に補装具の購入代金、全額を支払う)となる。 但し、補装具業者に9割分を受け取るための委任をすることにより利用者は、補装具業者に1割を支払えば良いことになる。	補装具給付及び修理 車いす 装具 補聴器等 *平成18年10月より自立支援法の施行により重度障害者用意志伝達装置が追加された。	補装具の給付件数(件)	95
	18年度の実績	補装具給付及び修理 車いす 装具 補聴器等	補装具の給付件数(件)	350
	19年度計画			

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	3,479	18,622
	県支出金	1,740	9,311
	起債		
	その他	0	
	一般財源	1,740	9,312
事業費計(A)	6,959	37,245	
人件費	正規職員所要時間	18年度	19年度
	臨時職員等所要時間		450
	人件費計(B)	0	2,093
	トータルコストA+B	6,959	39,338

特定財源内訳や補足事項	国1/2 県1/4 市1/4
-------------	----------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。


目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	安心して地域で日常生活が送られる。	安心して地域で日常生活が送れている割合	現状値	68	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	68
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標		

この事業を開始したきっかけ 障害者自立支援法の施行により、事業名の変更	事業を取り巻く状況の変化 平成18年10月より自立支援法が施行され利用者負担が原則1割負担となる。 重度障害者用意志伝達装置が追加となる。	事業に対する市民や議会の意見
--	---	----------------

### 【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？ (評価) 結びつく (その理由) 障害児者の日常生活の利便性が向上し、社会参加等が容易になる。	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？ (評価) 余地がない (その理由) 国の制度により障害別に給付されるものが定められている。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？ (評価) 必要性がない (その理由) 対象者が変わらないため。		廃止・休止した場合の影響はありますか？ (評価) 影響あり (その理由) 日常生活における自立が困難となり、介護を必要とする人もでることが予想される。
	意図の見直しの必要性はありますか？ (評価) 必要性がない (その理由) 障害者が自立して地域で暮らして行きたいというニーズは変わらない。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む) (評価) 統合不可能 (類似事業名、理由) 介護保険会介護サービス福祉用具レンタル
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか) (評価) 必要ある (その理由) 事業の実施主体は飯田市。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む) (評価) 不可能 (その理由) 困難
		公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？ (評価) 妥当である (受益者とその理由) 原則1割の利用者負担あり。

### 【Plan】改革改善

<b>今後の事業の方向性</b> <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 <input type="text"/> 	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

#### 【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

#### 【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	